

高円宮杯 JFAU-15 サッカーリーグ 2021 長崎県 FA

県北 2021-22 シーズン 2nd テーシ 実施要項

県北リーグ実行委員会
2022/3/12

1 趣 旨

長崎県 FA リーグ（以下、「県 L」と表記）の 3 部（地域リーグ）と位置づけ、佐世保市・平戸市・北松浦郡・壱岐市サッカー協会の協力を得て、県北 U-15 サッカーリーグ（以下、「県北 L」と表記）を実施し、4 郡市のサッカー協会第 3 種委員会に所属するチームによるリーグ戦をとおして、選手の競技力・指導者の指導力の向上と共に、県北地区のチーム力向上と親睦を深める。

2 共 催

佐世保市サッカー協会 平戸市サッカー協会 北松浦郡サッカー協会 壱岐市サッカー協会
（以下、「4 郡市 FA」と表記）

3 主 管

佐世保市サッカー協会第 3 種委員会（以下「佐世保市 FA3」と表記）

4 協 賛

（株）モルテン

5 日 程

令和 4 年 4 月～令和 4 年 8 月

6 参加資格 [シーズン共通]

- 1) (公財)日本サッカー協会の第 3 種に登録し、かつ佐世保市・平戸市・北松浦郡・壱岐市サッカー協会の所属チームであること。
- 2) チームに審判員（4 級以上）が帯同していること。
- 3) スポーツ障害保険に加入していること。
- 4) リーグ運営に協力でき、リーグを優先して試合実施ができること。
- 5) 代表者会議に参加できること。

7 運営方法 [シーズン共通]

- 1) 4 郡市 FA3 委員長の下、「県北 U-15 サッカーリーグ実行委員会（以下、「県北 L 実行委員会」表記）を組織し、参加全チームによって、企画・運営に当たる。実行委員会は次のとおりとする。
 - ① 「実行委員長」は佐世保市 FA3 委員長、「副実行委員長」は平戸市・北松浦郡・壱岐市 FA3 委員長が務める。
 - ② 4 郡市 FA3 委員長の協議の上、指名された 1 名は、年間（年度）を通じて「リーグ担当」（以下、「L 担当」と表記）を務め、事務局となる。
 - ③ 4 郡市 FA3 委員長の協議の上、指名された 1 名は、年間（年度）を通じて「リーグ副担当」（以下、「副 L 担当」と表記）を務める。
 - ④ 4 郡市 FA3 委員長の協議の上、指名された 1 名は、年間（年度）を通じて「審判長」を務める。
 - ⑤ ステージ毎（1st ステージ/2nd ステージ）、各ディビジョン毎（D1/D2/D3）に参加チームの中から 1 名を選出し、ディビジョン担当（以下、「D 担当（D1 担当/D2 担当/D3 担当）」と表記）を務める。
 - ⑥ 参加全チームの指導者が「運営委員」となる。
 - ⑦ 「規律委員会」は 4 郡市 FA3 委員長・審判長・L 担当・D 担当で構成する。

- ⑧ 運営費は「佐世保市 FA3 会計」が管理し、残金を残さない。
- 2) 総当たりのリーグ戦とし、次のとおりとする。
- ① 3ディビジョン制 (D1: 8チーム/D2: 8チーム以内/D3: 12チーム以内) を導入する。ただし、参加チーム数が 24 を超える場合には、県北 L 実行委員会にて協議する。
 - ② 2ステージ制 (1st ステージ: 2回戦総当たり/2nd ステージ: 1回戦総当たり) を導入する。
 - ③ シーズンは9月開幕-8月閉幕 (9月-3月に 1st ステージ総当たり 1回戦目/12月~3月に 1st ステージ総当たり 2回戦目/4月~8月: 2nd ステージ) とする。
 - ⑫ 1st ステージの順位をもとに、2nd ステージの入替を行う。
 - ⑬ 2nd ステージの順位をもとに、次シーズンの入替を行う。
- 3) 1st ステージ総当たり 1回戦目 (9月-11月) の D1 の 1位チームに県リーグ入替戦 (以下、「県 L 入替戦」と表記) への出場の権利と義務を与える。
- 4) 佐世保市・北松浦郡 FA 所属かつ中体連チームにおいて、1st ステージ総当たり 1回戦目 (9月-11月) の県北 L 上位チームに、「佐世保市中学校新人大会のシード権」を県 L 参加チームに次いで与える。ただし、シード枠が県 L 参加チームで満たされる場合は県北 L 上位チームにシード権は与えられない。【佐世保市中学校体育連盟サッカー競技と確認済】
- 5) 佐世保市・北松浦郡 FA 所属かつ中体連チームにおいて、1st ステージ (9月-3月: 2回戦総当たり) の県北 L 上位チームに、「佐世保市中学校体育大会サッカー競技のシード権」を県 L 参加チームに次いで与える。ただし、県 L 参加チーム (県 L 入替戦で残留したチーム) でシード枠が満たされる場合は、県北 L 上位チームにシード権はない。なお、県 L 参加チームが県 L 入替戦で降格した場合、「佐世保市中学校新人大会」において、「県北 L チーム」が「県 L 入替戦で降格したチーム」に並び、または上回る結果であったら、「県北 L チーム」を優先して、シード権を与える。【佐世保市中学校体育連盟サッカー競技と確認済】
- 6) 2nd ステージの D1 の 1位チームを「県北リーグシーズンチャンピオン」とする。
- 7) ディビジョンの入替は、前ステージの順位を基に、ステージ上位ディビジョンの下位 2チームと下位ディビジョンの上位 2チームを自動入替とし、上位ディビジョンへの昇格を望まない、または、下位ディビジョンへの降格を希望するチームが生じた場合、次の手順で意志確認を行う。
- 「下位ディビジョンの3位昇格」→「上位ディビジョンの9位残留」→「下位ディビジョンの4位昇格」→「上位ディビジョンの10位残留」→「下位ディビジョンの5位昇格」→…

なお、県リーグからの降格チームが生じている場合には、上位ディビジョン (D1/D2) からの降格チーム数を増やすことで対応し、下位ディビジョン (D2/D3) からの昇格の権利を有するチーム (上位 2位) の昇格を確保する。また、ステージ途中における以下の対応 (処理・調整) は一切行わない。

- ディビジョン間の移動 (県北 L 内の昇降格)
- 新規参入 (オープン参加等含む)
- チーム補充 (県 L 入替戦に伴う昇降格・棄権チーム)

8 競技方法 [シーズン共通]

- 1) 2021/22 日本サッカー協会制定「日本サッカー協会競技規則」及び本リーグ申合せ事項を適用する。※3級/4級審判更新講習会終了後、新年度の協議規則を適用する。
- 2) 各試合のスタッフは最大 4名 (監督 1名・コーチ 3名) とする。
- 3) 使用ユニフォームはユニフォーム規定に基づいたものを着用すること。
- 4) 選手の交代は、再入場を認めるが、試合の進行を妨げないこと。
- 5) 1st ステージにおける 3年生 (U-15) の起用はしないことを原則とする。
- 6) 2nd チーム等で、県 L・上位ディビジョンに出場した選手は出場できない。
- 7) 試合時間、次のとおりとする。
 - ① Division 1 35-10-35 (延長・PKなし)
 - ② Division 2 35-10-35 (延長・PKなし)
 - ③ Division 3 30-5-30 (延長・PKなし)

- 8) 勝点は、勝利3点／引分け1点／敗戦0点とし、次の順によって順位を決定する。
A勝点 B得失点差 C総得点 D当該チーム間の対戦成績（A勝点／B得失点差／C総得点） E
抽選
- 9) 不戦勝は5-0とし、最終案内の実施日に試合ができなかったチームを負けとする。
- 10) 中止の場合は、勝ち点なしの引き分けとする。
- 11) ステージ途中で離脱（棄権）するチームが出た場合は、そのチームの全試合を無効〔棄権処理：対戦相手に勝ち点を与える〕とする。
- 12) 警告累積2回で、次の1試合が出場停止とする。（1stステージは警告累積3回）
- 13) 退場者は自動的に、次の試合に出場できない。その後の処分については、規律委員会の裁定に従うこと。（県3部リーグという位置づけのため、県レベルの大会には処分が及ぶ可能性がある。）
- 14) 警告・退場を受けた選手については、各監督が責任を持ってその後の指導にあたる。
- 15) 累積警告は次ステージや次シーズンに持ち越さない。
- 16) マナー・運営協力等に著しく反するチームも規律委員会の対象とする。

9 表彰 [シーズン共通]

D1/D2の上位2位の4チームを表彰する。

10 参加費（令和3年9月～令和4年3月）

13,000円

[3月12日（土）～8月26日（日） シクミネットにて（手数料はチーム負担）]

※期間内に支払完了すること

11 代表者会議

1) 令和4年8月6日（土）19:30～ 山澄地区公民館

2) 令和5年3月4日（土）19:00～ 山澄地区公民館（予定）

※県北リーグに参加を希望するチーム（新規含む）は、最低1名参加

12 問合せ

L担当：佐世保市サッカー協会 第3種委員会 リーグ担当 山下 和孝

13 その他

- ① 本リーグに関する情報は「佐世保市サッカー協会第3種委員会HP」に公開するため、適宜閲覧すること。
- ② 連絡方法は「らくらく連絡網」とし、参加チームは常時1名以上を登録しておくこと。
- ③ 参加費徴収は「シクミネット」とし、手数料はチーム負担とする。
- ④ 県北Lの結果記録・集計・公開は「GoalNoteクラウド」とし、選手管理は選手番号で行い、参加チームは常時1名以上（結果入力者）を登録しておくこと。
- ⑤ 「運営マニュアル」「申合せ事項」に則って運営すること。